



事業名

# ～子育てしやすい港区を実現するため～ 多子世帯への支援を充実します！

ここがポイント	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆(保育園)23区初！兄や姉の年齢にかかわらず第2子以降の子どもの保育料・給食費を無料にします。</li> <li>◆(区立幼稚園)兄や姉の年齢にかかわらず第2子以降の子どもの子育てサポート保育料(年間利用)を無料にします。</li> <li>◆(私立幼稚園)保育園や区立幼稚園に合わせ、多子世帯への支援を充実します。</li> </ul>	予算額	保育園 【歳出】 24,610 千円 私立幼稚園 【歳出】 31,098 千円
		区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 臨時( <input type="checkbox"/> 新規・ <input type="checkbox"/> 継続 ) <input checked="" type="checkbox"/> レベルアップ

これまでの区の支援	
保育園	平成 27 年度から複数の子どもが保育園に通う場合の 2 人目以降の子どもの保育料を無料 (区の独自施策) 令和元年 10 月から ・ 3 歳児クラス以上の児童の保育料を無料 (国の制度による保育料無償化) ・ 小学生以上の最年長の兄や姉を 1 人目として保育園に通う 2 歳児クラスまでの 2 人目の子どもの保育料を半額、3 人目以降の子どもの保育料を無料 (東京都の制度を活用)
幼稚園	平成 27 年度から小学校 3 年生までに兄や姉がいる第 2 子以降の区立幼稚園の保育料・子育てサポート保育料 (年間利用) を無料 (区の独自施策) 令和元年 10 月から区立幼稚園保育料を無料、私立幼稚園の副食費補足給付等の実施 (国の制度による保育料無償化)

保育料はクラス年齢や兄弟の年齢などの世帯構成によって負担が異なるなど複雑化。区は、就学前の子どものいる子育て家庭の保育料負担の軽減を図り、2人目以降の子どもを望む保護者が子育てしやすい環境を整備することで、港区から少子化対策を推進していくという従来の考え方を一層推進していくため、様々な支援を実施します。

概要

23区初！

**4月1日開始** 今後の具体的な支援

- ①【保育園】最年長の子どもを第1子として、第2子以降の子どもの保育料・給食費を無料とします。 ※別紙 1・2 参照
- ②【区立幼稚園】兄や姉の年齢にかかわらず第2子以降の子どもの子育てサポート保育料(年間利用・最高階層で年額 96,500 円)を無料とします。  
 ■内容 <従来の考え方> 小学校 3 年生までの兄・姉を第1子として数える(同一生計)  
 <<これからの考え方>> **兄や姉の年齢にかかわらずカウント(同一生計)**
- ③【私立幼稚園】兄や姉の年齢にかかわらず第2子以降の子どもの保育料に対する補助金を支給するとともに、給食における副食費への負担軽減について、対象を第3子以降から第2子以降の子どもに拡大します。

	これまでの考え方	これからの考え方
私立幼稚園等保育料保護者補助金 ※私学助成を受け運営している私立幼稚園対象	小学校 3 年生までの兄・姉(同一生計)を第 1 子として数え、第 2 子以降の補助金額を増額	兄や姉(同一生計)の年齢にかかわらず第 1 子として数え、第 2 子以降の補助金額を増額
私立幼稚園副食費補足給付 ※私学助成を受け運営している私立幼稚園対象	小学校 3 年生までの兄・姉(同一生計)を第 1 子として数え、第 3 子以降の副食費に対し、月額 4,500 円を給付	兄や姉(同一生計)の年齢にかかわらず第 1 子として数え、第 2 子以降の副食費に対し、月額 4,500 円を給付
私立幼稚園副食費免除 ※子ども・子育て支援新制度に移行している私立幼稚園対象	小学校 3 年生までの兄・姉(同一生計)を第 1 子として数え、第 3 子以降の副食費を免除	兄や姉(同一生計)の年齢にかかわらず第 1 子として数え、第 2 子以降の副食費を免除

問合せ	課長 保育課 山越 ☎03-3578-2465 (直通)	課長 学務課 山本 ☎03-3578-2725 (直通)	課長 教育企画担当 加藤 ☎03-3578-2720 (直通)
	係長 保育支援係 森田 ☎03-3578-2441 (直通)	係長 学校運営支援係 矢澤 ☎03-3578-2730 (直通)	係長 教育企画担当 中村 ☎03-3578-2722 (直通)

# 別紙1

## 保育園保育料の保護者負担の全体像について

平成27年4月～

令和元年10月～

令和2年4月～

兄弟の年齢

18歳～

15歳

12歳

6歳

3歳

0歳

保育園に複数の子どもが通っている場合

就学児童  
(第1子)

就学児童  
(第1子)

全額負担	無料 【区独自】	無料
第1子	第2子	第3子以降

無償化 (幼児教育・保育)	無償化 (幼児教育・保育)	無償化 (幼児教育・保育)
全額負担	無料 【区独自】	半額負担
第1子	第2子	第3子以降

無償化 (幼児教育・保育)	無償化 (幼児教育・保育)	無償化 (幼児教育・保育)
全額負担	無料 【区独自】	無料
第1子	第2子	第3子以降

第2子であっても、兄弟の年齢より保育料負担が異なります。

第1子のみ保育料負担が生じることとなります。

## 別紙2

### 港区における保育園保育料等の第2子以降無料の概要について

現行制度（令和元年10月～）

改正後（令和2年4月～）

例1 小学生の兄姉が1人いる場合

区分	国	東京都	港区
8歳	小学生 (対象外)	小学生 1番目	小学生 1番目
2歳	保護者全額負担 1番目	保護者半額負担 2番目	保護者半額負担 2番目

区分	港区
8歳	小学生 1番目
2歳	無料（区独自） 2番目

例2 小学生以上の兄姉が2人いる場合

区分	国	東京都	港区
10歳	小学生 (対象外)	小学生 1番目	小学生 1番目
8歳	小学生 (対象外)	小学生 2番目	小学生 2番目
2歳	保護者全額負担 1番目	無料 3番目	無料 3番目

区分	港区
10歳	小学生 1番目
8歳	小学生 2番目
2歳	無料 3番目

例3 保育園に通う兄姉が1人いる場合

区分	国	東京都	港区
4歳	幼児教育・保育無償化 1番目		
2歳	半額負担 2番目	半額負担 2番目	無料（区独自） 2番目
0歳	無料 3番目	無料 3番目	無料 3番目

区分	港区
4歳	無償化 1番目
2歳	無料（区独自） 2番目
0歳	無料 3番目

※ 3歳児クラス以上の児童が2番目となる場合、給食費を無料とします。

幼稚園保育料等の保護者負担の全体像について

○区立幼稚園保育料及び子育てサポート保育年間利用保育料  
平成27年4月～

	兄弟構成	保育料		サポート保育 年間保育料		
		国基準	区基準			
～小4	子	第1子として数えない				
小3 ～小1		多子負担軽減の対象として数える範囲				
5歳	子			<第1子> 全額	<第1子> 全額	<第1子> 全額
4歳						
3歳	子	<第2子> 半額	<第2子> 無料【区独自】	<第2子> 無料【区独自】		

令和元年10月～

	兄弟構成	保育料		サポート保育 年間保育料		
		国基準	区基準			
～小4	子	第1子として数えない				
小3 ～小1		多子負担軽減の対象として数える範囲				
5歳	子			無償化	無償化	<第1子> 全額
4歳						
3歳	子			<第2子> 無料【区独自】		

令和2年4月～

	兄弟構成	保育料		サポート保育 年間保育料		
		国基準	区基準			
～小4	子	第1子として数える				
小3 ～小1		多子負担軽減の対象として数える範囲				
5歳	子			無償化	無償化	<第2子> 無料【区独自】
4歳						
3歳	子			<第3子> 無料【区独自】		

○私立幼稚園(新制度未移行)保育料及び副食費

平成31年4月～令和元年9月

	兄弟構成	保育料	副食費		
				～小4	子
小3 ～小1		多子負担軽減の対象として数える範囲			
5歳	子			<第1子> 月額23,200円補助	<第1子> 給付なし (全額自己負担)
4歳	子			<第2子> 月額約36,100円補助	<第2子> 給付なし (全額自己負担)
3歳	子	<第3子> 月額約48,900円補助	<第3子> 給付なし (全額自己負担)		

令和元年10月～

	兄弟構成	保育料	副食費		
				～小4	子
小3 ～小1		多子負担軽減の対象として数える範囲			
5歳	子			<第1子> 月額33,400円補助 (無償化給付含む)	<第1子> 給付なし (全額自己負担)
4歳	子			<第2子> 月額36,100円補助 (無償化給付含む)	<第2子> 給付なし (全額自己負担)
3歳	子	<第3子> 月額48,900円補助 (無償化給付含む)	<第3子> 月額4,500円 給付		

令和2年4月～

	兄弟構成	保育料	副食費		
				～小4	子
小3 ～小1		多子負担軽減の対象として数える範囲			
5歳	子			<第2子> 月額36,100円補助 (無償化給付含む)	<第2子> 月額4,500円 給付【区独自】
4歳	子			<第3子> 月額48,900円補助 (無償化給付含む)	<第3子> 月額4,500円 給付
3歳	子	<第4子> 月額48,900円補助 (無償化給付含む)	<第4子> 月額4,500円 給付		

※新制度移行私立幼稚園の保育料は区立幼稚園と同額、副食費の負担軽減なし

※新制度移行私立幼稚園の保育料は全世帯無償化、副食費は第3子以降免除

※新制度移行私立幼稚園の保育料は全世帯無償化、副食費は第2子以降免除